

電子カルテ閲覧に伴う ID 申請について

電子カルテ閲覧にかかる電子カルテ ID 発行については、各担当者（モニター）様に下記をお願いしております。

■ 電子カルテ閲覧の申込み

「電子カルテシステム等操作登録依頼書」をお渡しいたしますので、必要事項を記入のうえ、治験臨床研究管理室へ提出してください。

■ ID およびパスワードの発行

カルテ閲覧に必要な ID カード及びパスワード（以下 ID 等という）を 1 モニターにつき 1 つ発行いたします。付与する権限はカルテ閲覧のみです。ID 等発行には 7 日程度かかります。

■ SDV 時に ID 等をお渡しいたしますので、貸出記録の記載をお願いいたします。また、SDV 終了後に必ず ID 等をご返却ください。

■ モニターの責務

モニターは、ID 等を紛失しないよう SDV 時には管理してください。

また、他者に ID 等を知られないようにしてください。

電子カルテ内の電子情報の持ち出しは禁止です。

担当が交代する際には新しく ID カードとパスワードを発行いたしますので治験臨床研究管理へご連絡ください。

■ ID 等の使用停止

担当が交代したときは、旧担当者の ID 等は使用停止となります。

最終 SDV が終わられましたら、お申し出いただき ID 等の使用停止手続きを治験管理室で行ってください。

モニターが ID 等を不適切に使用したと認められる際は、直ちに使用停止させていただきます。